

令和7年第2回定例教育委員会会議録（要旨）

開会日 令和7年2月27日
場 所 市役所406会議室
時 間 午後2時00分 開会

（出席委員）

湯原教育長、渡邊委員、鈴木委員、村田委員

（欠席委員）

滝委員

（委員以外の出席者）

滝教育部長、岩間学校教育課長、石井生涯学習課長、宇梶図書館長、
小山教育総務課長、中野教育総務課長補佐、矢吹教育総務課主幹

（次 第）

- ・議 事 議案第3号 北茨城市スクールバス運行規則について
議案第4号 北茨城市学校給食費徴収規則について

 - ・報告事項 （1）3月の教育委員行事日程について
-

（開 会）

教育総務課長

定刻となりましたので、湯原教育長よろしくお願いたします。

湯原教育長

ただいまから令和7年第2回定例教育委員会を開会いたします。

教育総務課長

初めに教育長より御挨拶と教育長報告をお願いいたします。

(教育長からの挨拶、教育長報告)

教育総務課長

ありがとうございました。ただいまの教育長からの御報告につきまして御質問等ございますでしょうか。

(質問等無し)

それでは、ここからの議事進行については教育長をお願いいたします。

(議案第3号 北茨城市スクールバス運行規則について)

教育長

それでは議案第3号について担当課から説明をお願いいたします。

教育総務課長

(議案第3号 北茨城市スクールバス運行規則について、説明。)

教育長

担当課から説明が終わりましたが、御質問等ございますか。

渡邊委員

資料を読ませていただきました。今、課長から規則が無かったという話だったので、今までどうしていたのかなということを読みながら思いました。文章を読んでいて、ちょっと気になったことを話したいと思うのですけれども。

一つ目は5ページの第10条関係。今、観光バスを運転するときに、アルコールチェックとよく言われてますよね。だからそういう文言はどこかに含まれているのか。また緊急時の連絡、公用の携帯電話みたいなものを持たせるのか、あるいは私物をそういうときには使うのかというところ。11条関係では、運行管理者という言葉が出てくるのですけれども、この運行管理者は誰なのかなと思いました。後ろの方の様式なのですが、例えば6ページの記のところの下の方に、スクールバスの利用にあたっての守る諸事項

が載っているのですけれども、保護者の責任で乗降させること、とは立会いを求めているのかどうか。また、利用しないとき、緊急のときは先ほど言った電話みたいなものでやるのかどうか。次に7ページの末尾のところ、利用開始は翌月以降となりますの部分ですが結構厳しいことが書かれてるな、日付を過ぎてしまったら駄目。教育長の判断でいろいろと配慮できる事項も載っているの、ここまで厳しく必要なのかなと思いました。8ページのところ、これは申請者が多分学校長だと思うので、氏名のところは、学校長名でいいのかな。下の方の記のところでは、学校行事等で使う場合に、1人で乗せるということはまずしないと思うので、養護教諭とか、職員2人とかつくと思うので、そういう引率者を書く欄はどうなのかな。あと備考のところの厳守の一つ目、市内だけという利用になっているので、ご遠慮くださいというか、ご遠慮なのだけれども無理に言えばいいのかな、なんて取れると思うんですよね。その次の運転手のお昼、これも配慮と書いてあるので、本来学校にお金はないから結局バスを使う児童生徒職員で割り勘で負担という形ですか。

教育長

これは給食の時間までに戻してくださいという意味だと思います。学校に居たときにそう説明されました。給食の時間を過ぎて、運転手の配置校じゃないところでバスを使うじゃないですか。すると運転手が給食を取れないということなので、給食の時間までには戻してくださいというふうな説明を学校にいるときに受けました。

渡邊委員

初めて読んだときには、給食の時間は学校に戻っているとはこれで読み取れるのかなというふうに思いました。内容的にはそれだけなのですからけれども、ただこれを読んでいて、スクールバスの利用者、今7名と42名という話を伺いました。統合の関係で、このスクールバスは基本的には出してるわけですからけれども、ぜひ明德小とか中郷第二小とか、統合以外でもこれから考えていかないと、市民に不公平感を与えているんじゃないかなというふうな思いがするので、会議録に残すためにお話しさせていただきました。

教育長

その他ございますか。

鈴木委員

中学校への通学距離片道6キロとなっているところ。直線距離の6キロなのか、通学

路に対して何キロというふうに乗れる、利用できる人を定めているのかが保護者としてもわからない部分でありまして。安全を考慮して通れない道もたくさんある中で、自分の自宅から学校までの距離は短いけれども、遠回りをしているという生徒もたくさんいると思うのですが。磯原中7名という中で、やはりこのバスがせっかく動いてるなら利用した方がいいと私は思います。地域移行に関してもそうですけれど、そういったときに乗れるとか、それぞれの保護者が自分で送迎している人がたくさんいる現状で、そこに先生の手を煩わせてる部分もあると思うので、その辺を含めて考えると、この片道6キロで7名ってこの数字は本当に子どもたちにとって平等かな、そういったところは私は疑問なのですがどうですか。

教育総務課長

まず6キロは直線距離ではなく、通学の際に通る道で6キロとしております。地域移行のことも、もちろん今後検討しながらこのスクールバスの運行を考えていかなければならないとは思いますが、今現在のスクールバスに関しましては、学校統廃合などにより旧学区から通学するようになった児童生徒を対象としております。華川バスは、元々は小川地区の子どもたちを華川小学校に送る、もしくは華川中学校にということが始まりまして、現在は華川小学校に送るバスと、統廃合により磯原中学校に行く華川小学校学区の子どもが乗っています。関本バスに関しましては、中学校は関本中学校の場所としては移動しておりませんので、中学校の生徒は対象としておりません。小学校は、富士ヶ丘小と関一小が元々あった場所では無くなりましたので、富士ヶ丘小学区、関一小学区で2キロ以上の距離になってしまった子を現在のスクールバスは対象としております。先ほどありました中二小で1人市のバスに乗っている方もいらっしゃいますので、そちらについても今後、検討していかなければならないとは思っております。先程、渡辺委員からありました、運行管理者があるということなのですが、これはちょっと漏れているのですが、遵守事項の中に北茨城市の公用車の運行規定の自動車管理規程、こちらを準用するという文言を入れさせてもらって、そうすると運行管理者というのは所属長、その車を所管している課の課長という形になるので、その文言を加えさせていただきます。アルコールチェックに関しても、そちらで謳っているものなので市の運行規定ですね、それも含めてここに、第10条の方に準用をするという形で文言を入れさせていただきます。

渡辺委員

先程聞いたことはわかりました。今の課長からお話の中で、確かに関本小学校統合の

ときに、保護者からいろんな質問が出て、そのときに教育総務課長の方からスクールバスの話は出ていて、会議録を見直すと、多分その答弁に従って今回出しているのだと思うのです。これから人数がどんどん変わってきたときに、やはり新しい環境を作ってあげてほしいなというふうに思います。以前こういう話が出たときには、まちづくり協働課と相談して市の100円バスの運行を考えればどうにかなるんじゃないかなという話もしたことあると思うんですよ。今後考えていただければ。

あと一つお話ししたいのは、今までこういうものがなかった、けれども教育長から学校で説明があったときにこういうふうだと、先ほどの話がありましたのでこの様式は以前からあったということですか。

教育長

様式はありました。

渡邊委員

今説明されたので分かるのですがけれども、誰もがわかる文言が一番いいのかな。さらに、今まで決まりがなくてもこういった様式で運行されてたということは、大きな問題はなかったのだと思うのですがけれども、統合関係でスクールバスが利用できる、というような簡単なしおりを保護者に渡して、この様式はいつまでに出してくださいと。こういうことをやると、市民サービスにもなるのかな、なんていう思いもしました。

教育長

その他、御質問等ございますか。

(質問等無し)

無いようでしたら、賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員ということで、議案第3号については可決といたします。

(議案第4号 北茨城市学校給食費徴収規則について)

教育長

続きまして、議案第4号について担当課から説明をお願いいたします。

教育総務課長

(議案第4号 北茨城市学校給食費徴収規則について、説明。)

教育長

担当課からの説明が終わりましたが、御質問等ございますでしょうか。

渡邊委員

16ページでちょっと細かいことになってしまうのですが、記のところの区分の右側に個人給食費内訳だと思いののですが、人員の下の職、人かける円、ここは月額者だからもう人数がわかれば、5500円学校から納入する分だけのものですよ。通知ですよ。子どもは免除されているから、だから月額者常勤の教職員で、5500円かけてあと給食費内訳何人だから前の人数と多分同じになるのかな。下の方は日割り者というのは、これだけあれば1人ずつ書くのかな。ALTはいくらとか、学校で記入見本みたいなものを出せばすぐわかるでしょうけれどね。ただ、職、人×円、人員日割り者も名前を書くのかな、ちょっとわからなかったもので。

教育総務課長

日割者のところには氏名を書く形になっております。今指摘があった職、人は必要ありませんね。人数かける5500円で、学校から書いてもらうのではなく給食センターからですね。

渡邊委員

学校は決まった金額を払うだけだからいいですけども、一目見てわかる書類がいいのかななんて思いました。

教育総務課長

こちら、今御指摘がありましたように、学校には記載例をつけたいと思います。

教育長

その他、御質問等ございますでしょうか。

(質問等無し)

無ければ、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成ということで、議案第4号については可決といたします。

(報告事項(1) 3・4月の教育委員行事日程について)

教育長

それでは、報告に入ります。3・4月の教育委員行事日程について、教育総務課から説明をお願いします。

教育総務課長

令和7年3月及び4月の教育委員行事日程を報告いたします。本日配布いたしました資料の2ページ、資料ナンバー2を御覧ください。初めに3月の行事日程でございます。3月11日火曜日、市内中学校の卒業式が挙行されます。教育長と職務代理者には御出席いただき祝辞をお願いしたいと思います。担当をお願いする学校につきましては、お手元にお配りしています資料のとおりとなります。よろしくお願いいたします。令和7年第3回の定例教育委員会ですが、教職員異動内示の関係から3月13日木曜日午後4時から406会議室において開催いたします。御都合はいかがでしょうか。

(了承)

3月21日木曜日、市内小学校の卒業式が挙行されます。教育委員の皆様には、御出席いただき、祝辞をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。こちらにつきましても、お手元の資料のとおりとなります。3月31日月曜日午前9時から、406会議室において、令和7年第1回の臨時教育委員会を予定しております。また、同日午後2時から、市役所4階会議室において、退職者及び転出者等の教職員定期人事異動辞令伝達式を行いますので、委員の皆様のお出席をお願いいたします。

続きまして、4月上旬の行事日程でございます。4月1日火曜日午後1時30分から市役所4階会議室において、転入者等の教職員定期人事異動辞令伝達式を行います。4月8日火曜日ですが、午前中は市内小学校、午後には市内中学校の入学式が挙行されますので、教育委員の皆様には御出席いただき祝辞をお願いしたいと思います。卒業式・入学式の際は、式典開始時刻の20分前までには来校いただきますようお願いいたします。祝辞につきましても、もうしばらく時間を頂戴しまして、後日お届けさせていただきます。

きます。3月・4月は大きな行事が続きます。御多忙のところ、大変恐縮ですが、どうぞよろしくお願ひします。次頁につきましては、3月の教育委員会における、主な行事予定となっておりますので、後ほど御覧になっていただければと思います。報告は以上となります。

教育長

担当課からの説明が終わりましたけれども、何か御質問等ございますでしょうか。

(質問等無し)

それでは、その他に入りたいと思います。その他で何かございますか。

学校教育課長

学校教育課になります。机上に市立小中学校のラーケーションの状況について、という資料を配布させていただいております。そちらをもとに、現時点での状況等について御報告させていただきます。ラーケーションにつきましては、本年度の5月7日より実施しているところでございます。申請等の状況につきましては、1月31日現在ということで学校の方から集計を取ってございます。申請件数につきましては577件、内訳は小学校411件、中学校166件となっております。取得人数につきましては590人で小学校419人、中学校171人、パーセンテージでいいますと小学校が約25%、中学校約19%で、延べ人数になりますが約20%前後の児童生徒が申請をして取得をしているという計算になると捉えてございます。3番目の取得日数につきましては、やはり1日の取得というのが一番多くて417名で、続いて2日、3日と続いてまいります。5日間取得したという児童生徒も11名という結果になってございます。また2番の主な体験活動等につきましては、家族旅行や美術館、水族館等の施設見学が多くを占めているところでございます。また、平日休みが取れるということで、お兄さんお姉さんの大会の応援に行ったりとか、あとは小学校で平日の運動会等も今年度開催されておりますので、弟さん妹さんの運動会見学、さらには文化祭の見学、高等学校の文化祭の見学に行かれていますと、そのような活用をされてる御家庭もございます。また海外旅行ということで、韓国、台湾、オーストラリア、香港などに家族旅行で行かれたというような報告も上がってきているところでございます。3番の主な学校からの意見ということは何点かご紹介させていただきます。まず家族で有意義な時間を過ごすことができましたという声をいただいているということでした。また土日、休日が仕事の保護者から非常に好評だったということで報告が入っております。課題といたしましては、申請は1週間前が原則だったのですけれども、やはり直前であったり、中には直後に口頭での

申し出をして、ラーケーション取得後の申請もあったということでお話を聞いております。あとは学校行事につきましては基本原則取得しないということもお話をしていたのですが、終業式とか始業式の申請等もあり許可を出しましたというようなお話もございました。今後につきましては、現在県教育委員会の方でも、各自治体にアンケートを実施しているところでございます。集計が終わり次第、報道等で示されるのかなということ考えているところです。本年度1年目でございますので、令和7年度につきましては年度初めの周知徹底をしっかりと図りながら、より良い制度、有意義な制度にして行きたいと、市教委としては考えているところでございます。私からの報告は以上となります。

教育長

ただいまの報告につきまして何かありましたらお願いします。

(質問等無し)

続いて、教育部長からの報告となります。

教育部長

私からは、令和7年第1回市議会定例会についての内容について報告をさせていただきます。本定例会は、市議会議員選挙が3月に執行されるということから、例年の3月から2月4日から20日までの17日間の会期で行われたものでございます。本定例会への教育委員会所管で上程した議案につきましては、1月の定例教育委員会で御審議をいただきました、令和6年度の補正予算及び令和7年度の当初予算について提案をいたしました。こちらは14日に行われました議会文教厚生委員会で説明、質疑応答を経まして、最終日に原案のとおり可決をされております。

なお、渡邊教育委員の後任に関しまして、最終日の20日に追加議案がございまして、教育委員会の委員の任命につきましては磯辺文昭氏で議会の同意が得られております。任期につきましては、令和7年4月4日からの4年間となっております。

次に10日に行われました一般質問につきまして、その概要を報告をいたします。一般質問は教育委員会所管の内容につきまして、2人の議員から質問がございました。

初めに、豊田弘俊議員から市のLINE公式アカウントについての質問の中で、生涯学習センターで実施をしておりますスマホ教室の開催についての御質問がございました。今年度は2回ほど開催をしている状況につきまして答弁をいたしました。また議員からは、LINEアプリの使用方法をスマホ教室で取り扱ってほしいといった御意見、またスマホ教室の開催回数を増やしていけないかといった質問がございましたので、講

座内容に組み入れていくよう検討する旨、答弁をしております。また、開催回数につきましても、受講申込者数を見て判断していく旨、答弁をしております。

また、小中学校の防災教育についての御質問がございまして、年間3回程度の避難訓練の実施や保護者への引き渡し訓練などの実施状況について、答弁をいたしました。今後の取組といたしまして、自らの命、自らの安全を守る力を育成するため、学校と地域行政が連携した防災教育に努めていく旨、答弁をしております。

続きまして、柴田キクエ議員から日本語教室について質問がございました。答弁内容といたしましては、令和5年度から当該教室を実施しておりまして、教室の内容、参加人数等について答弁をしております。また、今後の日本語教室については、参加者のニーズ等を踏まえまして引き続き実施をしていく旨、答弁しております。

最後に華川スポーツパークについて御質問もありまして、入場者数利用者数の質問がございまして、グラウンドゴルフ場とスケートボード場、また体育館の利用者数につきましても答弁をいたしました。合わせまして人数でございますけれども、昨年の同時期と比較で1500人程度増加している旨、答弁をしたところでございます。以上が一般質問の概要となります。私から市議会に関する報告は以上とさせていただきます。

教育長

ただいまの件につきまして、何か御質問ございますか。

渡邊委員

今回の議会ではなく12月の教科書の予算。あとから承認いただきましたよね。県南の方では新聞に載っていて、新聞にでるような大事ですけども、了承していただいて良かったなど。

教育長

その他、何か質問等ございますでしょうか。

(質問等無し)

(閉 会)

教育長

以上をもちまして、令和7年第2回定例教育委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 午後2時54分